

各創業支援機関の詳細・アクセス

①茨木市 産業環境部商工労政課

所在地 茨木市駅前三丁目8番13号  
市役所本館7階  
TEL 072-620-1620  
FAX 072-627-0289



②茨木商工会議所

所在地 茨木市岩倉町2番150号立命館いばらき  
フューチャープラザ (B棟) 1F  
TEL 072-622-6631  
FAX 072-622-6632



③株式会社日本政策金融公庫吹田支店

所在地 吹田市朝日町27番14号  
TEL 06-6319-2062  
FAX 06-6319-4312



④北おおさか信用金庫 本店営業部

所在地 茨木市西駅前町9番32号  
TEL 072-625-1221  
FAX 072-625-9225



⑤株式会社きたしん総合研究所

所在地 大阪市淀川区十三本町1丁目6番13号  
北おおさか信用金庫 十三第三別館2階  
TEL 06-6304-1230  
FAX 06-6304-1120



茨木市内での創業をサポートします  
産業競争力強化法に基づく創業支援について

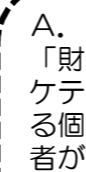
茨木市では、産業競争力強化法に基づく創業支援を行っております！

Q. 産業競争力強化法に基づく創業支援って何？



A. 産業競争力強化法とは、平成26年1月20日に施行され、地域の創業を促進する施策として、市区町村による民間活力を活かした創業支援の取り組みを応援し、産業の新陳代謝を図ることを目的とした法律です。  
本市においても、民間の創業支援等事業者（茨木商工会議所・株式会社日本政策金融公庫吹田支店・北おおさか信用金庫・株式会社きたしん総合研究所）と連携して、同法に基づく「創業支援等事業計画」の認定を受け、市内における創業をサポートしており

Q. 『特定創業支援等事業』って、どんなもの？



A. 「創業支援等事業計画」に定める支援のうち、「経営（経営戦略・計画）」・「財務（経理・税務・資金計画）」・「人材育成（労務管理）」・「販路開拓（マーケティング）」の4分野の知識が身につく指導のことを言います。指導は専門家による個別指導・セミナーによる集団指導の2タイプがあり、市・民間の創業支援等事業者が連携して行います。（セミナーは開催時期が決まっておりますので、事前にご確認ください。）  
4分野の受講が終了すれば、「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」の発行を市へ申請できます。証明書を取得すると、法人化する際・融資を受ける際などに優遇措置を受けることができます。（※詳しい内容は次ページ参照）



【注意】上記の証明書の対象となるのは、下の①②いずれかに該当する方です。

- ① これから市内で創業する方
- ② 創業してから5年未満の個人または法人（個人事業を開業してから5年以内に法人成りした場合のみ対象）

Q. 特定創業支援等事業は、どこで申込できるの？



A. 市・各創業支援等事業者（茨木商工会議所・株式会社日本政策金融公庫吹田支店・北おおさか信用金庫の市内各店舗・株式会社きたしん総合研究所）のどこでも受講申込が可能です。複数の機関で特定創業支援等事業を受ける場合は、それぞれの機関に申込が必要です。（※各創業支援等事業者の指導可能項目については、本紙3ページ目の「各創業支援機関における支援可能項目一覧表」をご覧ください。）



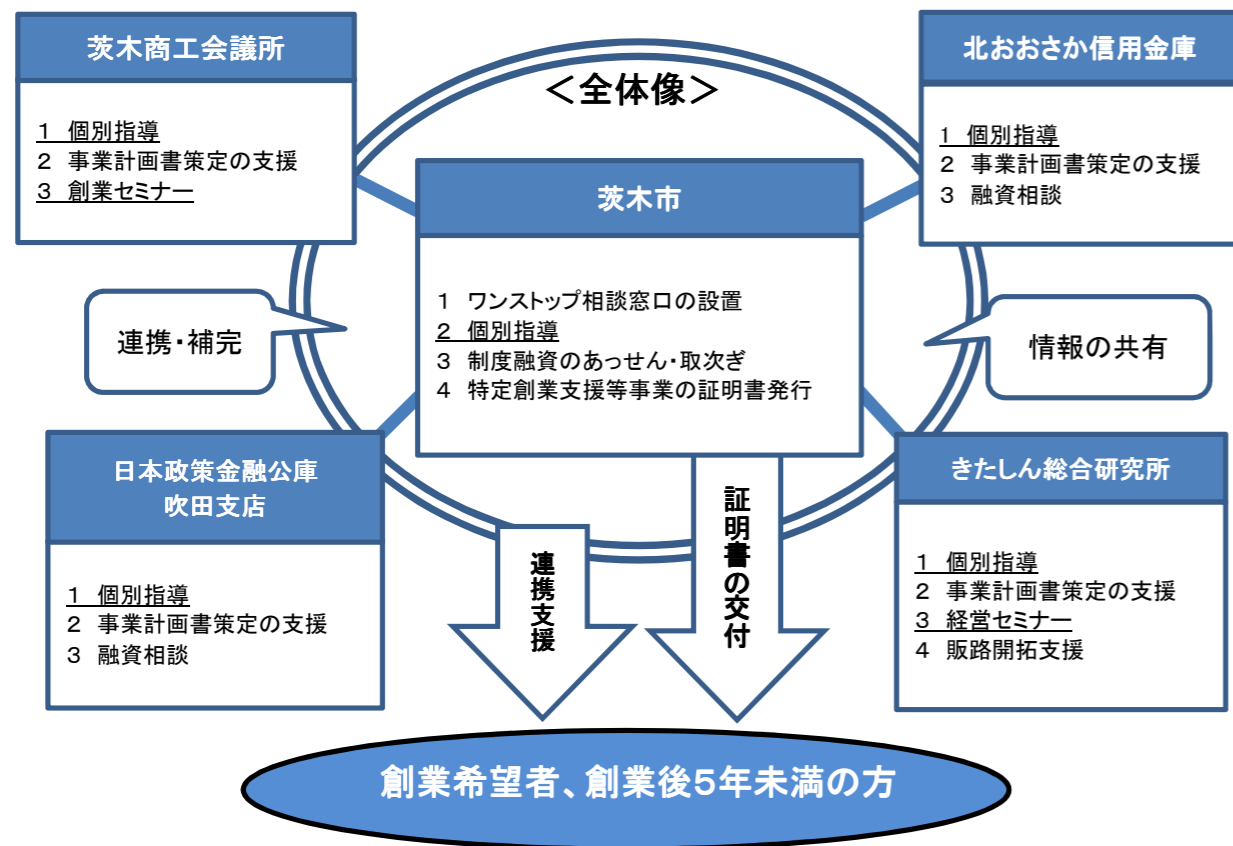
Q. 特定創業支援等事業を受けるとどんなメリットがあるの？



A. 特定創業支援等事業の4分野全てを受けた方で、これから創業する方または創業後5年未満の方は、「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」の交付を受けることができ、以下のような優遇を受けることができます。

1. 法人を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます。  
(株式会社・合同会社：資本金の0.7% → 0.35%)  
※会社設立後の者が組織変更を行う場合は、登録免許税の軽減を受けることができません。  
※茨木市の証明書をもって他の市区町村で創業又は会社を設立する場合は、対象となりません。  
※会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。
2. 創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6か月前から利用の対象になります。  
※茨木市の証明書をもって他の市区町村で創業する場合も、対象となります。
3. 日本政策金融公庫新規開業資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。
4. 証明書の交付を受けた後、大阪府の開業サポート資金（600万円超 ※）、株式会社日本政策金融公庫の各融資制度、北おおさか信用金庫の各融資制度の実行を受けた方に対し、支払った利子のうち貸付金利の1%相当分額を3年間市が補助します。（上限額10万円/年）  
※600万円以下の場合、市の信用保証料補助制度がございます。
5. 法人設立に要する費用（設立登記にかかる登録免許税、定款認証手数料、司法書士等への報酬）の一部を市が補助します。  
※登記後3か月以内に申請が必要です。  
※この他にも申請要件がございます。詳細は、市商工労政課へお問い合わせください。

連携イメージ



各創業支援機関における支援可能項目一覧表

《令和6年2月現在》

【個別指導】

支援機関	支援可能項目	①経営	②財務	③人材育成	④販路開拓
茨木市		○			○
茨木商工会議所		○	○	○	○
株式会社 日本政策金融公庫 吹田支店（※）		○	○		○
北おおさか信用金庫		○	○		○

※吹田支店での融資申込に向けた事業計画作成の中で指導を行います。

【集団指導】実施時期は年度によって異なりますので、各機関にお問い合わせください。

- ★ 創業スクール（茨木商工会議所） … ①経営、②財務、③人材育成、④販路開拓
- ★ 経営者大学（きたしん総合研究所） … ①経営、②財務、③人材育成、④販路開拓
- ★ 女性向けステップアップセミナー（茨木市） … ①経営、②財務、③人材育成、④販路開拓
- ★ 茨木で夢をかなえる！創業セミナー（茨木市） … ①経営もしくは財務

創業支援フローチャート

